

予備審査請求は管轄国際予備審査機関へ直接行わなければならない。2 以上の管轄機関がある場合には、出願人の選択による。

IPEA/

## 特許協力条約に基づく国際出願 国際予備審査請求書

### 第 II 章

出願人は、次の国際出願が特許協力条約に従って国際予備審査の対象とされることを請求する。

国際予備審査機関記入欄	
国際予備審査機関の確認	請求書の受理の日

第 I 欄 国際出願の表示		出願人又は代理人の書類記号
国際出願番号	国際出願日 (日. 月. 年)	優先日 (最先のもの) (日. 月. 年)
発明の名称		
第 II 欄 出願人		
氏名 (名称) 及びあて名: (姓、名の順に記載; 法人は公式の完全な名称を記載; あて名は郵便番号及び国名も記載)		電話番号:
		ファクシミリ番号:
		出願人登録番号:
国籍 (国名):	住所 (国名):	
氏名 (名称) 及びあて名: (姓、名の順に記載; 法人は公式の完全な名称を記載; あて名は郵便番号及び国名も記載)		
国籍 (国名):	住所 (国名):	
<input type="checkbox"/> その他の出願人が続葉に記載されている。		